

柏市制施行70周年記念ロゴマーク使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏市制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、ロゴマークは別紙のとおりとする。

(使用目的)

第2条 柏市制施行70周年記念の一体感を醸成するとともに、柏市制施行70周年の認知度を高めるために使用する。

(使用承認の基準等)

第3条 ロゴマークの使用は、次の者を対象とする。

- (1) 柏市
- (2) 柏市民
- (3) 柏市内事業者
- (4) その他市長が認めたもの

2 前項の対象者の中から次の各号のいずれかに該当する場合は、認めないものとする。

- (1) 柏市の信用若しくは品位を傷つけるとき又はそのおそれがあると認めるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、事業者、団体、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用を市長が不適当と認めたとき

(使用承認申込等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、使用を開始しようとする日の開庁日10日前までに柏市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認申請フォームにより柏市に

申し込まなければならない。

2 柏市は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、柏市制施行70周年記念ロゴマークに係る使用承認（不承認）通知書により、その内容を申込者に通知するものとする。

3 柏市は、前項の規定によりロゴマークの使用を承認するに当たり、必要な条件を付すことができる。

（承認内容の変更）

第5条 前条第2項の規定によりロゴマーク使用の承認を受けた者が、当該使用の承認を受けた内容について変更しようとするときは、柏市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認申請フォームにより、再度柏市に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合には、その内容を審査し、承認の可否を決定し、柏市制施行70周年記念ロゴマークに係る使用変更承認（不承認）通知書により、申込者に通知するものとする。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用期間）

第7条 ロゴマークの使用期間は、令和7年3月31日までとする。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許諾された内容により使用すること。

(2) 『柏市制施行70周年記念ロゴマークVIマニュアル』に従って使用すること。

(3) 規格外の展開、一部使用、二次使用等応用使用をしないこと。

（承認の取消し）

第9条 柏市は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第3条第2項の規定により行った承認を取り消すことができる。

(1) ロゴマークの使用がこの要綱及び第3条第2項の規定による承認の内容に違反していると認められるとき

(2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定による承認の取消しは、柏市制施行70周年記念ロゴマークに係る使用承認取消通知書により行うものとする。

(損害賠償の責任)

第10条 柏市は、ロゴマークを使用したこと又は使用できなかったこと若しくは使用できなくなったことに係る損害について、一切の責任を負わない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年12月19日から施行する。

別紙 柏市制施行70周年記念ロゴマーク

縦組み



横組み

